

指定居宅介護支援に関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚労令38)の第4条の規定の基づき、居宅介護支援をご利用いただく利用者の方へ説明するべき内容を示したものです。

1 事業主体

事業者名称	社会福祉法人 雄心会
所在地	〒041-1221 北海道北斗市清水川4番地1
代表者名	理事長 伊藤 正明
電話番号	0138-77-1700
ファクシミリ	0138-77-8209

2 指定居宅介護支援(居宅介護サービス計画書作成)を担当する事業所

事業所名	ケアプランセンター ほなみ
指定事業所番号	0171501851
所在地	〒041-1221 北海道北斗市清水川1番地1
管理者名	望月 隆広
電話番号	0138-77-1400
ファクシミリ	0138-77-8209
担当者名	介護支援専門員 _____

3 職員体制

職名	常勤	非常勤	兼務別	合計
管理者	1名		兼務	1名
主任介護支援専門員	2名	非常勤	兼務	2名
介護支援専門員	3名			3名

4 営業時間

営業日・時間	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時30分 ※営業時間外においては、携帯電話等での24時間対応となります。
休業日	土曜日 日曜日 祝祭日 ※年末年始の休業は、12月30日から1月3日まで

5 事業の実施地域

サービス提供の可能な地域	北斗市・ 函館市（旧戸井町・恵山町・楸法華町・南茅部町は除く。） ・七飯町
--------------	---------------------------------------

6 居宅介護支援の概要および利用料等

自己負担はございません。 別紙をご参照下さい。

※ 生活保護法の規定により、介護扶助の適用となる方においても自己負担はありません。

7 その他の費用

○要介護認定更新・変更申請 …… あなたの御希望により事業所にて申請を代行いたします。手続きは無料です。

○複写交付料 …… あなたの希望に応じて「居宅介護サービス計画書」及びその実施状況に関する書類等を交付する場合、複写に要する実費を御負担いただく場合があります。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及び職員は、サービスを提供する上で知り得たあなた及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

事業所は、あなたからあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当種会議において、あなたの個人情報を用いません。また、あなたの家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議であなたの家族の個人情報を用いません。

事業所は、あなた及びあなたの家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分に際しても第三者への漏洩を防止するものとしします。

9 苦情相談窓口

<p>■ 事業者の窓口 「ケアプランセンターほなみ」</p>	<p>担 当 望月 隆広 電 話 (0138) 77-1400 FAX (0138) 77-8209</p>
<p>■ 北海道設置機関の窓口 「北海道国民健康保険団体連合会」</p>	<p>電 話 (011) 231-5161</p>
<p>■ その他 各市町村役場・介護保険担当窓口、または、もよりの地域包括支援センターでも受け付けております。</p>	

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、重要事項について上記のとおり説明を行いました。

【所在地】 〒041-1221 北斗市清水川1番地1

社会福祉法人 雄心会

【事業所名】 指定居宅介護支援事業所

ケアプランセンター ほなみ 印

説明者氏名 _____

上記内容の説明を事業所から受け、確かに同意しました。

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【署名代理人：選定した場合のみ】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

居宅介護支援の概況および利用料等

令和6年4月1日報酬改定時点

管理業務による請求にて国民健康保険団体連合会より、全額事業所へ支給されますので、あなたの自己負担はありません。ただし、あなたの介護保険料の滞納等がある場合は、実費によるお支払いを請求する場合があります。

※生活保護法の規定により、介護扶助の適用となる方においても自己負担はありません。

ご不明な点がございましたら、担当介護支援専門員へご確認下さい。

【基本利用料】

居宅介護支援（Ⅱ）：情報通信機器の活用及び事務職員の配置をしている事業所対象。

取扱要件	利用料（1ヵ月あたり）	
居宅介護支援費（Ⅰ）（i） <取扱件数が45件未満>	要介護度1・2	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円
居宅介護支援費（Ⅰ）（ii） <取扱件数が45件以上60件未満>	要介護度1・2	5,440円
	要介護度3・4・5	7,040円
居宅介護支援費（Ⅰ）（iii） <取扱件数が60件以上>	要介護度1・2	3,260円
	要介護度3・4・5	4,220円
居宅介護支援費（Ⅱ）（i） <取扱件数が50件未満>	要介護度1・2	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円
居宅介護支援費（Ⅱ）（ii） <取扱件数が50件以上60件未満>	要介護度1・2	5,270円
	要介護度3・4・5	6,830円
居宅介護支援費（Ⅱ）（iii） <取扱件数が60件未満>	要介護度1・2	3,160円
	要介護度3・4・5	4,100円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,000円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院等に入院した日のうちに、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	2,500円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院等に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	2,000円

退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に係る必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院期間中につき1回を限度）※上記内容については、退院・退所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）において共通事項 要件：必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	4,500円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	要件：必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること	6,000円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	要件：必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること	6,000円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	要件：必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること	7,500円
退院・退所加算（Ⅲ）	要件：必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること	9,000円
通院時情報連携加算	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に心身状況や生活環境の必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	500円
看取り期におけるサービス利用前の相談・評価	ケアマネジメント業務を行い、利用者の死亡によりサービス利用に至らない場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討や必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援事業所の基本報酬査定を行う。	基本利用料
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円
特定事業所加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス（児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討、研修会への参加）が包括的に提供されるような居宅介護計画を作成する。	5,190円
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合。 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス（児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討、研修会への参加）が包括的に提供されるような居宅介護計	4,210円

	画を作成する。	
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合。必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス（児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討、研修会への参加）が包括的に提供されるような居宅介護計画を作成する。	3, 230円
特定事業所体制加算 (A)	主任介護支援専門員、介護支援専門員、非常勤の介護支援専門員、それぞれ1名配置。質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合。必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス（児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討、研修会への参加）が包括的に提供されるような居宅介護計画を作成する。	1, 140円
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得、かつ、前々年度の3月から前年度の2月までの間において、「退院・退所加算」の算定に係る医療機関等との連携を合計35回以上、かつターミナルケアマネジメント加算を合計5回以上算定した場合	1, 250円
ターミナルケアマネジメント加算	24時間、連絡が取れる体制を整え、利用者等の同意を得た上で死亡日及び死亡日前2週間以内に2日以上訪問し、支援した場合	4, 000円
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合	所定単位数の95%の算定

【減算】 以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	2, 000円